

【改正後】

J Aバンクカードローン融資約款

第7条（任意返済）

- 1 第5条による定例返済のほか、借主は、随時に任意の金額を返済することができるものとします。
- 2 前項の任意返済は、組合**および県内農協（所在都道府県が同一の農協）**の現金自動貯金機（現金自動預入払出兼用機を含む。以下「貯金機」という。）により行うことができるほか、借主が直接組合の店頭で申し込む方法により行います。貯金機による場合、入金額が当座貸越残高相当額の範囲内であれば、全額貸越金の返済に充当するものとしますが、当座貸越残高相当額を超える入金は取扱うことができないものとします。

【改正前】

J Aバンクカードローン融資約款

第7条（任意返済）

- 1 第5条による定例返済のほか、借主は、随時に任意の金額を返済することができるものとします。
- 2 前項の任意返済は、組合の現金自動貯金機（現金自動預入払出兼用機を含む。以下「貯金機」という。）により行うことができるほか、借主が直接組合の店頭で申し込む方法により行います。貯金機による場合、入金額が当座貸越残高相当額の範囲内であれば、全額貸越金の返済に充当するものとしますが、当座貸越残高相当額を超える入金は取扱うことができないものとします。